

食安輸発1005第2号
平成24年10月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産そばのハロキシホップ、タイ産赤とうがらしのジフェノコナゾール、インド産ささげのテブコナゾール及び中国産レイシ(ライチ)のジフルベンズロン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成24年9月27日付け食安輸発0927第3号)に基づき実施しているところです。

このたび、輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産冷凍赤とうがらし及びオーストラリア産そばにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からインド産ささげのテブコナゾールの項及び中国産レイシ(ライチ)のジフルベンズロンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成24年10月5日	オーストラリア	そば(粉を含む)	残留農薬(ハロキシホップ)	HAKUBAKU BREEZA SEEDS PTY LTD
平成24年10月5日	タイ	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	①STAR FRESH TRADING CO., LTD. ②SIAM O THAI CO., LTD.